



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額 1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



「職員の健康を守る」ことは、運動の前進・事業継続の根幹

民医連・コロナ禍での職員のヘルスケア交流集会

6月5日、全日本民医連職員健康管理委員会と精神医療委員会の主催で、「コロナ禍での職員のヘルスケア交流集会」を開催しました。WEBでの集会に288人が参加しました。

陽性者の電話フォロー

全日本民医連では、昨年5月に「新型コロナウイルス感染症に関する職員のヘルスケア指針」を発行。その後の全国の事業所での取り組みの教訓や介護事業所・小規模事業所への方針を補充した増補改訂版を12月に発表しました。

医療・介護の現場は感染症陽性者の受け入れやクラスターの発生などによる過重労働に加え、「第3の感染=社会的感染」と言われる「偏見・差別」によるストレスが大きい職場です。ヘルスケアの中でもメンタルヘルス問題を中心に、交流を行いました。

集会は、尼崎生協病院のメンタルヘルスケアの取り組みから、具体的な教訓と課題を共有することが目的の1つです。尼崎生協病院では、昨年12月患者・職員合計100人をこえる大規模感染が発生しました。クラスター発生直後から陽性および濃厚接触者に対し電話フォローを開始。また、職場復帰にあたっては復帰日に面談を行い、気になる職員に対しては病院内の公認心理士につなぎました。2021年1月には法人のメンタルヘルスケアチームを発足し、陽性患者受け入れ病棟看護職員の面談、全職員対象のメンタルヘルスアンケート、病院管理者面談を行ってきました。必要な人には公認心理士を紹介し、疲労度の高い管理者には産業医面談も実施しました。報告を行った尼崎医療生協人事部の石川和寿さんは取り組みを振り返り、「情報共有、職員同士のやりとりの場の設定、日常の職場づくりの重要性を認識した」とまとめています(写真)。

コロナ禍でも生き生き働ける職場づくり

尼崎医療生協の藤岡裕子介護事業部長からは、介護事業所における取り組みが報告されました。介護



報告する尼崎医療生協・石川さん

老人保健施設ひだまりの里では、感染者が集団発生した3週間、「利用者のいのちを守る」ことを最優先に、会議や情報共有を重視し支え乗り切ってきました。ひだまりの里は法人内で、日常的にメンタル不調による休職者のリハビリ勤務の場を提供しています。そのような職場づくり・経験がコロナ禍の中でも力を発揮しました。

その後、2つの報告を受けてケーススタディ。「陽性職員へのフォロー」「管理者へのフォロー」「全職員へのフォロー」を軸に看護管理者、産業医、精神科医の立場から深めた報告を行いました。

重症者の負のスパイラル

大阪民医連・耳原総合病院からは「新型コロナウイルス感染症医療現場の最前線から」と題した特別報告がありました。報告者は平井美香副看護部長です。大阪では感染第4波で、重症患者の増加に対応できる病床が確保できず、ホテル・自宅での療養者が増加。そしてケアの行き届かない人がさらに重症患者とな

(2面下につづく)

〈今月号の記事〉

理事会報告・新理事長紹介	2面
非正規で働く仲間の交流集会	3面
各地・各団体／神奈川センター・埼玉／MIC／	
化学物質と健康研究会／建設アスベスト	4～6面
雲仙・普賢岳追悼集会／私の一冊	7面
新型コロナウイルス感染症に関する労災申請状況	8面

第3回理事会報告

6月2日第3回理事会が開催されました。新型コロナ緊急事態宣言延長等、感染拡大の収束が見通せないもと、前回に引き続きweb併用で、会場が6人、webが23人の参加で開催されました(欠席8人)。

田村昭彦理事長代行の進行のもと、冒頭、空席となっていた理事長について、埴田和史先生の副理事長職を解き、理事長に就任していただくことを確認しました。

その後、第2回理事会以降の活動経過の報告、各出席者より取り組みの報告と交流、情勢と当面する課題について報告・提案が行われ協議されました。

各参加者からの報告では、コロナ禍のもとでも苦
 労と工夫をしながら運動をすすめている状況を受
 け、7月に開催する地方センター交流集会でさらに
 交流を深め運動を進めることを確認しました。

政府内で進められている過労死等の認定基準や過労死防止大綱の動きに対しては、政府が今後閣議決定するまでに行われるパブリックコメントの時期に合わせ、いの健センターとして厚労省に求めてきた要望・内容に基づき記者会見を行い、問題点の啓発をすすめていくことなどを確認しました。

閉会にあたって田村理事長代行から、「コロナPI

(1 面から)

という「重症患者の負のスパイラル」が起きていました。耳原総合病院でも、重症患者の転院ができず、コロナ感染症の受け入れ病床を増やさざるを得ない状況になりました。その結果、病院としては初めて心配停止状態の患者さんの救急受け入れを断ることになりました。

特に重症患者の受け入れ病棟の看護師は、これまでにない切迫した状況になっていました。

そこで病院としては、看護師を支える取り組みを開始。「こころの健康チェック」「面談」などのメンタルヘルスケアとともに、おしるこの提供や楽器の生演奏など病院の癒し企画を実施。また、厳しい



も起動させ、いの健らしい活動を大いに進めよう」と呼びかけ締めくくりました。

たお だ

たお た
埴田和史 新理事長紹介 -----

埜田先生は、滋賀医科大学を卒業。岡山協立病院で4年間の臨床研修後、滋賀医科大学大学院医学研究科に入学。予防医学講座で研究に携わるようになりました。

講座では、振動障害、手話通訳者の頸肩腕障害、養護教員の腰痛・頸肩腕障害に取り組まれ、重度障害者施設びわこ学園では産業医として、筋骨格系を軸に働き方の改善を進めました。びわこ学園での経験は、「職場における腰痛予防指針改訂」（厚労省・2013年）や「かかえない、持ち上げない介護」を進めるノーリフト協会の活動につながりました。びわこ学園には、いの健全国センター第2回カレッジで訪



カレッジの熱のこもった
講演(2017年)

問し、埤田先生から実地で講義を受け、労働安全衛生の基本や具体的な工夫を学習しました。手話通訳者の健康問題に長年取り組まれたことに対して2019年保健文化賞を受賞されました。2021年3月滋賀医科大学を定年退職し、現在、びわこリハビリテーション専門職大学教授。

病棟のフロアーにアートを取り入れて働く環境づくりの改善などに取り組みました（写真下）。また、スタッフが自主的に「交換日誌」を開始。平井副部長は「この交換日誌を読むと元気が出る。直接話せなくても、感情を分かち合うことを主体的に模索し実行している」と語りました。そして、「感染のピークを越えた今、感染についての学習や体制の強化に取り組み、活気が戻ってきた」との報告でした。また、他部署からの激励や「称えあいカード」も支える力になりました。

貴重な学習・交流の場に

集会はその後、zoom のアウトブレイク機能を使ってのグループ討論。数人ごとに分かれて1時間たっぷり交流しました。

各報告から、具体的な取り組みの共有をはかったと同時に「組織として職員を守るという姿勢を示すことが本当に大事」「日常の職場づくりが決め手」など積極的な受け止めが進みました。

コロナ禍の収束はまだまだ見えません、貴重な学習と交流のできた集会となりました。

(全日本民医連 岡村やよい)

非正規・ジェンダー差別 NG! コロナ禍だからこそ公正な社会を!

第29回非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 愛知

全労連非正規センターは6月5～6日に「第29回非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 愛知」を2年ぶりに開催。新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が延長されたことで完全オンラインでの開催となりましたが、1日目700人以上、2日目約450人の仲間が参加。各職場・地域の非正規差別 NG の取り組み・教訓を交流しました。

全国一律最賃1500円をめざそう

1日目の全体会は名古屋市・ウインクあいちを会場に、会場と参加者をリモートでつなぎ行いました。開催にあたり、非正規センター柳代表は「コロナ禍のなか、政府の無為無策で非正規雇用労働者は打撃を受けた」と指摘。昨年の最賃抑制を批判し「全国で声を上げ、全国一律最賃制度と大幅引き上げを実現しよう」と参加者に呼びかけました。

中京大・大内裕和教授の記念講演「コロナ禍での非正規労働者の実態～労働者としての権利確立をめざして」では、学生の貧困問題を中心に奨学金やアルバイトについて取り組んできたことに触れ、「コロナ禍で学費減免運動や食糧支援が広がった」と到達を紹介。「正規には休業手当を出しても非正規には出さないという非正規差別が横行している」「日本で非正規差別が強固な原因は、日本型雇用と『非正規差別』『女性差別』を標準とする生活保障システムがいまだに継続しているから」と指摘。そのうえで「非正規でも家を借りて自立生活できるように最賃1500円は重要。ダブル・トリプルワークを減らして余暇・家事・育児時間に回せる。学生・女性が性産業など望まない仕事につかなくてよくなる。8兆7625億円もの消費需要が発生する」と全国一律最賃1500円の波及効果を強調しました。

基調報告を行った非正規センター仲野智事務局長は、コロナ禍のなかでも全国の運動でつくりだした変化を力に最賃全国一律1500円、非正規・ジェンダー差別是正のたたかいを職場・地域から広げようと行動提起をおこないました。

非正規でもまともに暮らせる社会へ

リレートークでは、愛労連の青木俊樹氏「全国一律最賃署名に自民党を含め地元議員10人が紹介議員になった」、郵政ユニオンの藤井剛氏「20条裁判の最高裁判決で手当、休暇の差別は違法と認められた。会社に制度見直しを迫っている」、大阪自治労



連の曾我友良氏「会計年度任用職員制度で自治体と交渉。退職手当などを実現した」、山梨県医労連の三森幹夫氏「介護職場で学習を力に団交を重ね、手当・休暇などで正規とほぼ同じ待遇を実現した」、福祉保育労の薄穂子氏「保育所では子どもを守る責任は正規も非正規も同じ。休業手当の補助率を引き上げさせた」と各分野の到達・教訓を報告しました。

2日目は8つの分科会・基礎講座・トークセッションをオンラインで開催（写真）。非正規差別 NG や最賃大幅引き上げの運動交流やジェンダー問題の学習など、仲間の教訓を学び・交流しました。

集会の内容は非正規センター HP でアーカイブ配信を予定しています。（全労連 仲野 智）

長時間労働は心臓病や脳卒中のリスクをあげる

WHO/ILO が発表

5月17日、WHO と ILO は長時間労働による健康リスク・死亡に関する調査結果を発表しました。主な特徴は、①週55時間以上働く労働者は、標準的な労働時間（35～40時間/週）と比較して、脳卒中や虚血性心疾患のリスクが高くなるという十分な証拠がある。脳卒中のリスクは35%、虚血性心疾患のリスクは17%高くなる、②2000～2016年の間に長時間労働による心疾患の死亡者は42%、脳卒中の死亡者は19%増加、③週55時間以上働く労働者は、2016年世界では人口の8.9%にあたる4億8000万人であり2000年～2016年の間に有病率が9.3%増加。

記者会見では、コロナ禍において労働時間が増えるおそれを指摘。日本でも同様のことが進行しています。現在、検討が行われている過労死防止大綱や脳・心臓疾患の労災認定基準改定にこの報告を充分、反映させることが必要です。

（編集部）

各地・各団体のとりくみ

神奈川

デジタル化に対応した働き方が課題
第23回定期総会

5月29日、神奈川センター第23回定期総会をハイブリット方式で開催し、33人（横浜市内の会場14人・リモート19人）が参加しました（写真）。

開会にあたり竹内啓哉会長は、「いのちと暮らしを守る政策が不十分な一方で、命を削ったり国民を管理したりする政策を着々と進める」菅政権のちぐはぐさを指摘し、「声をあげ広く連帯していのちと暮らしを第一に考える政権を私たちの力で生み出していきましょう」と述べました。

続いて田淵大輔弁護士が「建設アスベスト神奈川第1陣訴訟、最高裁判決と基金制度創設の展望について」と題して特別報告。屋外作業を除き一人親方を含めて全員救済を勝ち取り、国との基本合意で①国による正式な謝罪、②訴訟によらない救済手続きを実現する立法化、③判決に基づく賠償とそん色のない給付水準の実現など、裁判所と国を動かすことができたが道半ばである。屋外作業者の救済や企業を救済制度に巻き込んでいくために、さらなる法廷内外での取り組みを強めていこうと訴えました。

討論では、「疲弊している医療従事者の現場実態



と新入職員300人以上の拡大」（医労連）、「不要不急の外出自粛の一方で修学旅行や遠足、オリパラに生徒を動員で現場が振り回されている」（神障教組）、「長時間労働解消と残業代不払いの根絶を求めて残業実態調査を毎月実施し、当局に長時間労働の規制と不払い残業解消を認めさせた」（県職労連）、「建設アスベスト被害者の掘り起こし、建設業の災害撲滅に向けて適正な工期、偽装一人親方の処遇改善などが課題」（神奈川土建）、「不当解雇された伊草貴大さんの支援の訴え」（電機情報ユニオン）がありました。

総会として、パワハラの防止と救済には労組の役割が決定的なこと、テレワークなどデジタル化に対応した働き方規制が課題になっていることを共通認識としました。（神奈川センター 鈴木信平）

埼玉

コロナ禍の下でも運動を進めよう
第22回総会

5月28日、さいたま市内で第22回いの健埼玉センターの総会を開催しました。全加盟団体の参加で開会、参加者は16人（内4人がWEB参加）でした。

記念講演「取材から見えてきた～過労死の実態～」

元朝日新聞記者・牧内正平さん：過労死やパワハラで自殺した方の取材を通してのリアルな報告だった。牧内氏も朝日新聞記者時代は過労死予備軍であったことを話し、現在は無理をしない「頑張らない」生活を心がけ、またそういう話をしていると語りました。

小池昭夫理事長あいさつ：コロナ禍拡大に伴い医療・介護が崩壊寸前に陥り、非正規雇用労働者などは生活危機になっている。2019年度の過労死等の労災以外で注目されるのは、30代以下の女性の自殺率が大幅に増加していること。各職場で奮闘しているみなさんと運動を進めていく。共に頑張らしましょう。

発言より：職員の年齢上昇で通勤災害が増えてお



り、注意喚起をしている。店舗事業では「労働安全衛生のしおり」をつくり、2年以内の事故にはびっくりマークをつけている。（コープネットグループ労組）、健診の胸部X線の二重読影で異常を見つけ、296人の労災認定を勝ち取り、アドバイスや相談活動をしてきた。アスベスト補償基金制度を早急につくるよう要請している（埼玉土建）、医療従事者は気の休まらないまま働き続け、ワクチン接種も完了していない。その一方で、医師の働き方改善などが進められている。地域での取り組みが重要になってくる。（埼玉民医労）、埼玉県は外国人が多く、クルド人のコミュニティもある。みなさんにも入管法改正に関心を持ってほしい（埼玉中央法律事務所）。（埼玉センター 南利之）

各地・各団体のとりくみ

MIC

雇用は保護、非雇用は無保護の克服を
MIC セミナー

雇用ではないがそれに近い働き方をしている雇用類似就業者の実態把握と保護策検討のため、厚生労働省が雇用類似検討会を立ち上げて3年。それを機に日本マスコミ情報労組会議(MIC)では、検討会座長の鎌田耕一・東洋大名誉教授を招いて5月28日、セミナーを開催(写真)。40人が参加しました。

かねてから雇用類似の研究にとりくんできた鎌田氏は、MICも支援した瀬川労災(新宿労基署長[映画撮影技師]事件)で、映画の東北ロケ中、脳梗塞で斃れた瀬川浩さんに労働者性があるとの鑑定意見書を東京高裁に提出し、逆転勝訴に寄与しました。今回の講演でも、「雇用でない」とされただけで安全衛生も労災補償もなくなってしまう現在の「雇用/非雇用」2分法(雇用は保護、非雇用は無保護)の克服を、海外動向も踏まえ強く提起しました。

雇用類似検討会と労働行政の努力の結果、労災保険特別加入の芸能従事者などへの拡大、ハラスメント防止指針での「個人事業主」への言及、ワンストップの相談窓口「フリーランス・トラブル110番」



開設が実現しました。

講演を聞きながら、フリーランス・芸能従事者ハラスメント実態アンケートの衝撃的結果や省庁交渉、コロナ禍での給付の要求など、私たちの3年間の歩みも思い出されました。

検討会は昨年12月に急に中断。「フリーランスの問題は関連する省庁が全体としてとりくむ」とされ、今年3月、政府は「フリーランス・ガイドライン」を公表します。請負・委託の取引適正化と「労働者性」判断基準の明確化が主な内容でした。

(MIC 北 健一)

化学物質
研究会今後の化学物質管理のあり方について意見交換
2021年第1回研究会

いの健全国センター2021年第1回化学物質と健康研究会を5月29日にリモートで開催しました。コロナ感染症拡大により約1年半ぶりの開催でした。

はじめに「職業がんをなくす会」の活動について報告されました。「三星化学工業膀胱がんの損害賠償裁判は、5月11日に福井地裁にて会社に安全配慮義務があったとし、原告らに合計1155万円の慰謝料の支払いを命じる判決がだされました。原告団は、謝罪や再発の場合の補償、職場改善に向けた協議を行うことなどを原告側から申し入れたものの、会社に深い反省や労使協力しての改善に取り組む姿勢はなく、継続した取り組みが必要とのことでした。裁判は会社側が控訴せず判決が確定しました。

化学物質に関する事案では「建設現場の上顎がん再審査請求」「Fさんの膀胱がん労災認定裁判」「ガラス繊維のばく露による呼吸器疾患の再審査請求」などが報告されました。職業がんをめぐるのは、DVD作成への撮影も開始されています。

厚生労働省の動きとしては「職場における化学物



三星化学工業地裁判決後の記者会見(5月11日)

質等の管理のあり方に関する検討会中間とりまとめ」が2021年1月18日に発表されました。「中間まとめ」では、職場における化学物質の管理状況を踏まえて「有害性の高い物質規制を行う仕組みを改め、危険有害情報の伝達の仕組みを整備し、事業者はその情報に基づいて自らリスクアセスメントを行い曝露防止措置を実行する仕組み=『自律的管理』に見直すのが適当」としています。研究会での意見交換では、事故が多発している小規模事業者への支援、労働者側の人材育成や教育の仕組みなど課題が多いとの意見が出されました。先行して取り組んでいる欧米の動きなどを含め、引き続き検討を加えることになりました。各自が関わっている事案検討も行い、次回は、会議後のリモート交流会を確認し終了となりました。(全国センター 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

建設アス
ベスト

救済を全ての被害者に

石綿（アスベスト）相談ダイヤル

5月17日、アスベスト被害に遭われた建設職人が、アスベスト建材を販売した企業とそれを規制しなかった国を被告として訴えた「建設アスベスト訴訟」について、最高裁は、国と企業の責任を認めました。

これに伴い、埼玉土建一般労働組合と埼玉アスベスト弁護団は、同月18日から21日に全国の弁護団や支援団体で取り組んだ「全国一斉電話相談」とともに、翌22日にも、「石綿（アスベスト）相談ダイヤル」として電話相談会を開催しました。

最高裁判決に関連する一連の報道等の影響を受け、埼玉では4日間で合計166件の相談がありました。とにかく4日間、相談が終わって受話器を置くと、また次の電話がかかってくるような状態でした。

被災者本人ではなくご遺族からの相談が多く、あらためて石綿関連疾患の重篤性を実感させられました。また、被災者の8割は、石綿関連疾患に罹患していた（もしくは罹患が疑われる）にも関わらず、いまだ労災等の手続きをしていない、もしくは手続きの有無すらわからないという状況であり、情報提供の必要性を痛感しました。



6月9日には「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、来春には、裁判を起すことなく、国から給付金の支給が受けられるようになります。

広く適切な救済を全ての被害者が受けることができるよう、まずは、この制度についての周知徹底が必要です。特に、電話相談会でも誤解されている方が多かった「労災認定を受けていても給付金を受給することができる」ことについては、正確に把握してもらうことが不可欠だと感じています。

もっとも、当該制度に基づいて国からの給付を受けても、実質的には損害の2分の1に相当する賠償しか受けることができません。建設アスベスト被害の全面的な解決のため、建材メーカーからの賠償も含めた救済制度の創設に向けて、今後も尽力していきます。（埼玉総合法律事務所 竹内和正）

建設石綿被害者の救済法成立

建設アスベスト被害者救済のための補償基金を創設する「石綿被害建設労働者給付金支給法」が6月9日の参議院本会議で、全会一致で可決・成立しました。国と建材メーカーの責任を認めた最高裁判決を踏まえて、訴訟に加わっていない被害者・遺族にも、給付金が支給される制度。原告や弁護団、支援者が長年、求めてきたものです。建設業に従事し、中皮腫や肺がんなどアスベストによる健康被害を受けた労働者や一人親方、遺族に被害の病態に応じて550万～1300万円が給付されます。厚労省は対象を約3万1000人、支給総額は最大4000億円と推計しています。法律は2022年4月施行の予定です。

建材企業は基金創設の決断を

建設アスベスト訴訟全国連絡会は、6月16日に日比谷野外音楽堂で「あやまれ、つぐなえ、なくせアスベスト被害建設アスベスト訴訟の全面解決を求める全国集会」を開催。全国8地域の原告と弁護団・支援者、合計800人が集まりました（写真）。集会には、与野党の国会議員もかけつけ激励のあいさつが行われました。



全国弁護団会議共同代表の小野寺弁護士は、最高裁判決から法成立に至る経過について「歴史的勝利を切り開いた」としつつ、「13年は長すぎた。志半ばで亡くなっていった仲間にとって報告できる」と発言しました。

そして、残された課題は、早期に国との関連で基本合意に基づく解決を早期にはかること、また、屋外工や責任期間外の原告、未提訴被害者の救済を実現させることとしました。また、建材企業との関係では、「謝罪と賠償のたたかいを全国で進め、建材企業に基金創設を決断させよう」と訴えました。

参加者は、法廷内外でのたたかいを強め、「もう一つの山を越えよう」と決意を固めました。（編集部）

MIC

災害の教訓を今後の報道に生かそう 雲仙・普賢岳大火砕流30年集会

43人の死者・行方不明者を出した1991年の雲仙普賢岳の大火砕流から今年6月3日で30年を迎えました。当時、火砕流の取材ポイント「定点」には多くの報道陣が詰めかけ、その警戒に当たっていた消防団員や警察官も犠牲となり、メディアは「市民を巻き添えにした」との批判も受けました。

大火砕流以降も、阪神・淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）など大災害が続きました。その原点となる大火砕流の経験を振り返り、災害報道の意義や課題を検証するために雲仙集会（主催：新聞労連、長崎マスコミ共闘ほか。協賛：MIC）を企画しました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありWeb集会として開催し、6月5日は「報道関係者の安全確保」をテーマに全国の新聞、放送局の約80人が視聴し、現場での行動判断などについて意見を交わしました。谷原和憲氏（日本テレビ・当時取材）は「避難勧告区域内で報道陣の存在が住民の危機意識を希薄にし、犠牲を招いた」と指摘し、橋場義之さん（元毎日新聞・当時取材デスク）は「火砕流の危険性に警鐘を鳴らしながら自らは危険への自覚がなかった。今後の災害対応の経験の蓄積と共有が必要」と強調しました。

翌6日の長期取材をテーマにしたWebシンポでは1991年6月の大火砕流惨事の半年後に、取材に



2日目に行われたシンポジウム

訪れたジャーナリストの江川紹子氏が、仮設住宅での不自由な暮らしや憔悴した被災者の様子など、災害の象徴的な部分取材するという目的意識が報道陣には強いと指摘し「それ以外のシーンがこぼれ落ちていくので、取材される側との間で考え方のずれが出てくる」と述べました。その点を踏まえ「目的に合った情報だけ持ち帰ることは効率がいいが、長期にわたる取材や関係構築が必要な場面では、取材先との目的外の時間共有が大事」と発言しました。

杉本伸一氏（雲仙岳災害記念館長）も登壇し「無神経な取材を繰り返すマスコミに住民の怒りが渦巻いていた」と振り返り、取材拠点となった「定点」が今春に整備された事に触れ「当時は帳消しにはできないが、定点を起点に報道関係者や地元住民が語り合う場所に」と訴えました。

(MIC 山下一行)

私の一冊 ⑨

社会医学研究センター 佐々木 昭三 新版『資本論』

いま、私の一冊となるとやはり「新版『資本論』」です。新型コロナ感染症の拡大は、いのちと健康、生活と労働、雇用と営業、医療・福祉や教育、文化など私たちに深刻な影響を与えています。それに、格差と貧困の拡大、気候変動と地球環境が重大な課題となり、いまの社会のあり方が根本的に問われています。

音楽家の坂本龍一氏が「資本主義のあり方を根本的に見直さなければ人類の未来はない」とブログで訴えているように、資本の利益第一主義のこの社会はこれでいいのか、が問われています。

マルクスとエンゲルスによる『資本論』は、資本主義社会への根底的な批判をおこない、この社会の変革と人類の未来社会への展望を示しました。今日、『資本論』は現代社会と未来社会を考える上で、必ず一度は読んでおきたい一冊です。

なぜ、新版『資本論』か、といえはこれまでの『資本論』の研究成果を集大成して、訳文、訳語、訳注

の今日の到達による全面的な改訂がなされていることです。

そこでは、マルクスの『資本論』刊行までの資本論草稿、経済学草稿、関連ノートなどが新メガ全集（マルクス、エンゲルスのすべての著作、草稿、ノート、手紙など）をふま

え、マルクスの『資本論』完成（第Ⅰ部）までと草稿として残した第Ⅱ部Ⅲ部の原稿の検討がされています。エンゲルスがそれを編集し刊行するまでの過程の検討と問題点・課題が理解できるようになっています。この新版『資本論』は、現代の社会科学の古典として光り輝いています。



新日本出版社

厚労省発表 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求・決定・支給件数

労 災

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数の厚労省による発表は2020年3月より始まり、2021年6月11日現在、請求件数12676件、決定数8383件、支給決定数8160件となっています。

(不支給決定は223件)。医療従事者以外の職種も増え、「運輸・郵便業」「宿泊・サービス業」等の増加が目立っています(表1)。

例年の職業病認定件数は7～8千件。新型コロナウイルス感染症による認定数がほぼ匹敵するような状況です。まだわからないことの多い後遺症への対応もあります。また、医療従事者等へは「業務外で感染したことが明らかである場合を除き原則として労災補償」(厚労省通知)を活用し確実な補償を求めましょう

公務災害

地方公務員災害補償は、5月31日現在、請求件数が615件、公務上認定が453件、公務外決定は0となっています。公立病院や庁舎でのクラスター発生もあり、職場の実態と大きな乖離がでていると思われます。(表2)

表1 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等(2021年6月11日現在)

業 種	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	支給決定率(支給/決定)%
1. 医療従事者等	9,805	6,638	6,474	97.5%
医療業	6,764	4,773	4,627	96.9%
社会保険・社会福祉・介護事業	2,876	1,764	1,746	99.0%
サービス業(他に分類されないもの)	120	62	62	100.0%
教育、学習支援業	43	37	37	100.0%
複合サービス	1	1	1	100.0%
製造業	1	1	1	100.0%
2. 医療従事者以外	2,853	1,731	1,672	96.6%
農業、林業	5	4	3	75.0%
建設業	199	112	108	96.4%
製造業	223	114	113	99.1%
情報通信業	26	14	13	92.9%
運輸業・郵便業	347	248	244	98.4%
卸売業・小売業	196	123	119	96.7%
学術研究・専門・技術サービス業	57	34	32	94.1%
金融業、保険業	11	6	5	83.3%
不動産、物品賃貸業	62	37	37	100.0%
宿泊業・飲食サービス業	211	115	111	96.5%
生活関連サービス業	43	35	35	100.0%
教育、学習支援業	68	32	31	96.9%
医療業	467	317	284	89.6%
社会保険・社会福祉・介護事業	632	369	268	72.6%
複合サービス事業	13	8	8	100.0%
サービス業(他に分類されないもの)	293	163	161	98.8%
3. 海外出張者	18	14	14	100.0%
製造業	8	7	7	100.0%
卸売業・小売業	2	2	2	100.0%
学術研究・専門・技術サービス業	4	2	2	100.0%
生活関連サービス、娯楽業	1	1	1	100.0%
サービス業(他に分類されないもの)	3	2	2	100.0%
計	12,676	8,383	8,160	97.3%

表2 新型コロナウイルス感染症に関する公務災害請求件数等(2021年5月31日現在)

職 種	請求件数	公務上認定件数	公務外認定件数	調査中
医師・歯科医師	37	30	0	7
看護師	331	268	0	63
保健師・助産師	4	2	0	2
その他の医療技術者	23	21	0	2
保育士・寄宿舎指導員等	3	3	0	0
土木技師・農林水産技師・建築技師	3	3	0	0
調理員	1	0	0	1
義務教育学校教員	1	0	0	1
義務教育学校以外の教員	2	1	0	1
警察官	150	84	0	66
消防吏員	12	8	0	4
清掃職員	20	12	0	8
その他の職員	28	21	0	7
計	615	453	0	162